

橘分館 指定管理者制度導入に伴う利用者説明会 質疑応答 摘録

Q 株式会社図書館流通センターの、川崎の図書館への思いを教えてください。

A これまで川崎市で電子図書館業務や川崎図書館の窓口業務を受託しており、川崎市の図書館サービスに尽力してまいりました。今回、指定管理制度を導入することで、図書館ファンを増やしたい思いで応募しました。

Q 支払方法は、他の施設も変更になるのか。窓口での対応は厳しくなるのか。

A 今回指定管理制度を導入する中原市民館、高津市民館、橘分館のみ令和7年4月から支払い方法が変更になります。その他の窓口対応はこれまでどおりのルールで変更ありません。

Q 指定期間が5年間ということだが、なぜ5年間なのか。

A 川崎市で指定管理制度を導入する際は、指定期間を原則5年間としておりまして、高津市民館・橘分館も5年間としました。

Q アクティオ株式会社は、以前市民ミュージアムの指定管理を行っていたが、台風の際に被害を受けた。指定管理者として妥当なのか市の考えは。また、アクティオ株式会社は経験を踏まえてどのように考えているか。

A 市では調査を行い管理者に瑕疵はないと考えており、調査結果等は報告書にまとめていますが、この経験に基づき、あらためて橘分館の防災マニュアルを作成の上、それに基づき連絡調整を行いながら運営をしていくなどしっかり対応してまいります。指定管理者を決めるにあたり、複数事業者からの提案に対して第三者の委員による選考を行った上で決定しており妥当であると考えています。

事業者としては災害の経験を社内で共有し、マニュアル作成や運用を徹底してまいります。

Q 施設利用について利用者懇談会を開催し、話し合いを行ってほしい。

A 具体的な方法はこれからですが、利用者懇談会を行ってまいります。